

**広告掲載募集案内**  
**(広告掲載仕様書【企画提案募集】)**

**■広告媒体 (募集概要)**

名称	逗子市庁舎広告付き AED (自動体外式除細動器) の設置事業
概要	逗子市庁舎を有効に活用し、民間を活用した市民サービスの向上及び維持管理費の削減を図ることを目的に、広告付き AED (自動体外式除細動器、以下「AED」という) の設置、維持管理と広告掲出を一体で行っていただく事業者を募集します。
所在地	逗子市逗子 5-2-16 (逗子市役所)
屋外広告物	屋外広告物に非該当
広告物設置場所	市庁舎 1 階市民ホール及び 5 階 (各 1 台)
広告掲載期間	2024 年 (令和 6 年) 4 月 1 日から 2029 年 (令和 11 年) 3 月 31 日まで (5 年間)

**■広告の仕様**

**(設置可能スペース)**

掲載位置	規 格 等	枠数 (台数)	広告料 (1 枠、月あたり (税込み))
市庁舎 1 階市民ホール中央階段横	広告枠一体型 AED ボックス 高さ 1.2m、幅 1.0m、出幅 0.3m 程度	1 台	提案による
市庁舎 5 階	広告枠一体型又は広告枠セパレート型 AED 高さ 1.2m、幅 0.5m、出幅 0.3m 程度	1 台	提案による

**■広告掲載にあたっての留意点**

広告の条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○逗子市広告掲載事務取扱要綱を遵守してください。</li> <li>○広告物の制作、設置、撤去等の作業は、広告主の費用負担により行ってください。</li> <li>○掲載を希望する広告掲載データは、指定する期日までに提出してください。</li> <li>○広告内に「広告」である旨を明記してください。</li> <li>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○指定する期日までに広告掲載データを提出いただけない場合や、広告主の都合により広告内容等の修正に時間を要した場合は、広告の掲載が遅れることがありますが、その場合であっても AED の設置は行ってください。</li> <li>○広告主の都合により広告を掲載しない期間があっても、AED の設置は継</li> </ul>
--------	---

	<p>続してください。</p> <p>○広告掲載により損害（第三者への損害を含む）が生じたときは、補償及び賠償を行ってください。</p> <p>○広告掲載を執拗に勧誘する等の強引な営業行為は行わないでください。</p> <p>○掲載期間中は、広告物に破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を行ってください。</p> <p>○広告掲載期間終了時には、原状復帰してください。</p>
行政財産の使用許可	<p>○広告掲載箇所について、逗子市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受け、広告掲載料とは別に、逗子市行政財産の目的外使用料条例に規定する使用料を納付してください。</p> <p>※使用部分は垂直投影面積により求めます（最大幅×最大奥行）。          広告物の厚みが1センチメートルに満たない場合は、奥行を1センチメートルとして求めます。</p>

### ■申込・選定方法

参加資格条件	逗子市において令和5・6年度一般競争入札参加資格の一般委託「広告・宣伝委託」又は「その他の業務請負等委託」の認定を受けている者であること。
申込期間	2024年（令和6年）2月8日（木）～2月21日（水）
提出書類	<p>○広告掲載申込書</p> <p>○企画書（様式は任意。別添の仕様書の内容を満たすこと。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 広告付き AED 筐体の仕様について</li> <li>② 広告一体型 AED 筐体のデザインイメージについて</li> <li>③ 広告付き AED の設置場所のイメージについて</li> <li>④ 維持管理について</li> <li>⑤ 広告の募集・掲載方針、問い合わせについて</li> <li>⑥ 導入する AED の仕様、特徴について</li> <li>⑦ 市にお支払いいただける広告料</li> </ol> <p>○会社概要（資本金、設立年、事業内容のわかるもの、他の地方自治体における同様の事業実績）</p> <p>○決算報告書（直近1年）</p>
評価項目	<p>(1) AED の仕様</p> <p>設置する AED は機器の仕様を満たしているか。          設置機器に仕様以上の付加機能が備わっているか。          機器の仕様について分かりやすく記載されているか。</p> <p>(2) 広告の運用方法</p> <p>市民にとって見やすい広告の表示ができているか。          広告主の募集方針や掲載方法は適切であるか。          苦情やトラブルに対処できる体制が整えられているか。</p> <p>(3) AED の維持管理</p>

	<p>保守管理が適切に実施できる体制か。</p> <p>故障や緊急時に適切な対応が可能か。</p> <p>(4) 事業者の信頼性</p> <p>他の地方自治体における同様の事業実績があるか。</p> <p>組織として十分な基盤と体制が整えられているか。</p> <p>運用開始までに十分なスケジュールが確保されているか。</p> <p>(5) 広告料</p> <p>市にとって十分な財源確保の効果があるか。</p>
提出方法	<p>2024年（令和6年）2月21日（水）午後5時までに、提出書類を郵送、持参又は電子メールで提出してください。</p> <p>発送時には確認のため下記提出先へ電話連絡してください。</p> <p>郵送又は持参の場合、提出部数は1部です。</p>
質問について	<p>質問がある場合は、電子メールで送信してください。</p> <p>送信先：kanzai@city.zushi.lg.jp</p> <p>タイトルは「【質問】広告付きAED」とし、質問内容はメール本文に記載してください。必要な図表等がある場合は、添付ファイルで送信してください。</p> <p>回答は随時行います。</p>
選定方法	<p>○提出された企画書等を評価項目に従い、事前に定めた採点方法により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を広告掲出事業者として選定し、事業実施についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合には、別添の仕様書の内容を満たすことを確認したうえで、評価を行うことなく、その者と事業実施についての交渉を行います。</p>
選定結果通知等	<p>2024年（令和6年）3月上旬に、広告掲載可否決定通知書により通知します。</p> <p>参加者数及び選定された事業実施者は、逗子市ホームページにて公表します。</p>

#### ■提出・問合せ先

担当課	逗子市総務部管財契約課管財契約係
所在地	〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16
電話番号	046-872-8138（ダイヤルイン）
FAX	046-873-4520
E-mail	kanzai@city.zushi.lg.jp

## 逗子市庁舎広告付き AED（自動体外式除細動器）の設置事業仕様書

### (1) 広告付き AED について（2 か所）

- ・ 広告枠一体型 AED ボックス：高さ 1.2m、幅 1.0m、出幅 0.3m程度  
 広告掲出部分と AED 収納部分が連結した一体の構造であること（1 階市民ホール）。
- ・ 広告枠一体型又は広告枠セパレート型 AED  
 高さ 1.2m、幅 0.5m、出幅 0.3m程度（5 階）

### (2) AED について

- ア AED 本体のほか、保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パッド、小児に使用する  
 ための付属品、取扱説明書、その他使用するために必要なものを付属すること。
- イ 本体、電極パッドともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する  
 法律（昭和 35 年法律第 145 号）の認可がされていること。
- ウ 最新の JRC 蘇生ガイドラインに適合していること。
- エ 操作手順は、画面付きの音声ガイダンスにより日本語表記でされていること。
- オ 電極パッドを貼ることで心電図解析を行い、必要な場合のみ電気ショックを促す安全機能  
 があること。
- カ エネルギーはエスカレーション方式であること。

### (3) 設置方法について

機器の設置については、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導並びに防火設備の支障と  
ならない場所及び構造とするよう配慮し、転倒防止や鋭利な突起物がないこと等、庁舎の利  
用者等に危険を生じさせることがないように安全措置を十分に講じること。設置及び撤去  
並びに広告内容の変更に関する作業を行う場合は、事前に、市と日程を調整すること。転倒  
防止のために補強を必要とする場合は、市と協議のうえ補強方法を決定し、広告付き AED 設  
置事業を行う者（「以下「事業者」という。」）の負担で補強するものとする。また、設置後  
は定期的に安全面に問題がないか確認することとする。

### (4) 日常点検を含む保守管理について

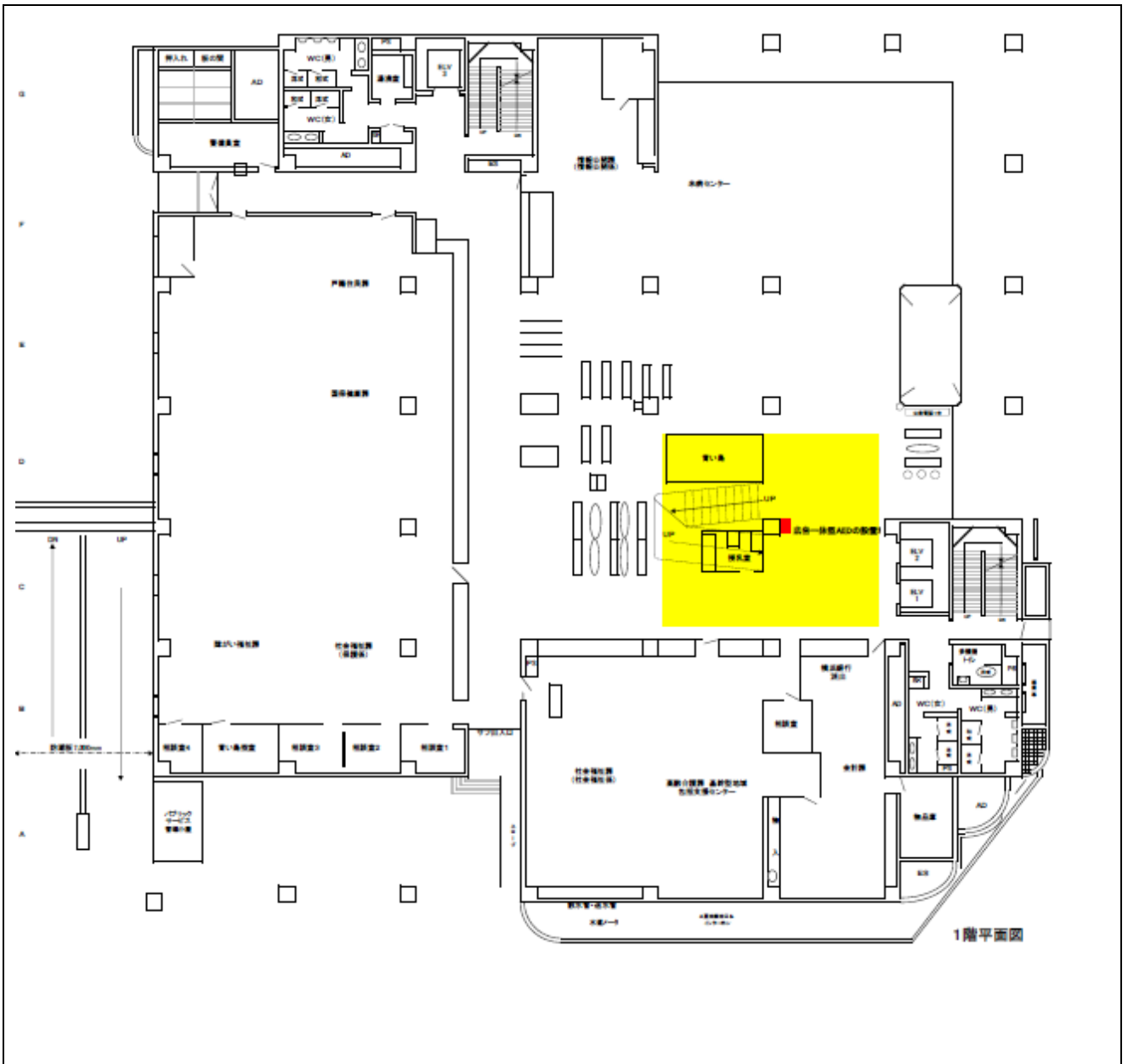
- ア 日常点検を含む保守管理については、全て事業者で行うことを原則とする。ただし、詳細  
 については協議のうえ決定する。
- イ 本体の耐用期間や電極パッド等の消耗部品の交換時期を把握し、常に使用可能な状態を維  
 持するよう定期的に適切な点検、交換を実施すること。また、AED 使用後には、電極パッド  
 等の消耗品の交換を速やかに行うこと。

### (5) その他

- ア 設置する AED は、事業者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す  
 る法律第 39 条第 1 項に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可を受けた者から  
 販売又は貸与を受けたものであること。
- イ 事業者は、AED の設置、維持管理、撤去、広告の設置変更等を行う場合は、事前に市の了承  
 を得ること。

■案内図

1階市民ホール



5階

